

◆無償化の概要

利用される施設・サービスにより無償化の内容や必要な手続きが異なります。

○幼稚園・認定こども園(幼稚園部門)

利用施設	利用料	必要な手続き
	3歳児クラス～ 小学校就学前	
幼稚園(新制度未移行)	月額25,700円を上限に無償	事前に認定申請書を町に提出(原則施設経由)し、町の認定を受ける必要があります。
幼稚園(新制度)や認定こども園(幼稚園部門)		新たな手続きは必要ありません。
幼稚園や認定こども園(幼稚園部門)+在籍園の預かり保育	利用日数×1日の上限450円まで無償 (月額11,300円を上限に無償)	保育の必要性があることが条件です。事前に認定申請書及び証明書類を町に提出(原則施設経由)し、町の認定を受ける必要があります。

○認可保育所、認定こども園(保育所部門)、地域型保育施設

利用施設	利用料	必要な手続き
	3歳児クラス～ 小学校就学前	
<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 ・認定こども園(保育所部門) ・地域型保育施設 	無償 ※0歳児クラス～2歳児クラス (住民税非課税世帯のみ、無償)	保育の必要性については、認定済みですので、新たな手続きは必要ありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリーサポート事業 	月額37,000円を上限に無償 ※0歳児クラス～2歳児クラス (住民税非課税世帯のみ、月額42,000円を上限に無償)	保育の必要性があることが条件です。事前に認定申請書及び証明書類を町に提出(原則施設経由)し、町の認定を受ける必要があります。

○企業主導型保育事業

利用施設	利用料	必要な手続き
	3歳児クラス～ 小学校就学前	
企業主導型保育所	標準的な利用料を無償 ※0歳児クラス～2歳児クラス (住民税非課税世帯のみ、標準的な利用料を無償)	町ではなく、実施者が保育の必要性を判断します。

○児童発達支援事業所

利用施設	利用料	必要な手続き
	3歳児クラス～ 小学校就学前	
児童発達支援事業所	無償 ※0歳児クラス～2歳児クラス(対象外)	手続きは必要ありません。